

預かり保育の助成金について

対象児童

- ① 葛飾区在住で、3～5歳児クラスのうち保育の必要性の認定（新2号認定）を受けている児童
- ② 葛飾区在住で、満3歳児クラスのうち非課税世帯で保育の必要性の認定（新3号認定）を受けている児童
- ③ 葛飾区在住で、満3～5歳児クラスのうち保育の必要性の認定を受けていない児童

※児童及び保護者ともに葛飾区に住民登録をし、在住している方が対象です。

※満3歳とは、3歳の誕生日の前日からその年度の3月末までの児童、5歳とは、小学校就学前までの児童をいいます。

※①及び②の該当児童については、申請があった日から2年前（利用月の2年後の同月中に申請があったもの）まで遡っての助成が可能です。

※③の該当児童については、年度内に申請があった場合のみ助成金の対象となります。

対象経費

教育時間前後に預かり保育を利用し、施設に納入した利用料（保育料）

助成額

3～5歳児クラス…児童一人当たり月額11,300円上限

満3歳児クラス…児童一人当たり月額16,300円上限

※ただし、実際に支払った利用料と上限額を比較し、低い額を助成します。

※上記の**対象児童**の③・**助成額**は令和7年9月1日からの利用料から適用となりますのでご注意ください。

申請方法・提出書類

- ① 葛飾区認可外保育施設等利用料助成金申請書【幼稚園用】
- ② 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書（原本）
- ③ 振込口座が確認できるもの（通帳等）の写し（前回と同じ振込口座の場合は不要です）

上記の順にホチキス止めをし、提出してください。

※施設等利用給付認定決定通知書は添付しないでください。

申請期限等

対象月	区の締切り	提出先
令和7年4月～8月分	令和7年9月19日（金）※	在園する幼稚園にご提出ください。 満3歳児クラスの課税世帯の第2子以降の児童については、4月の締切日を過ぎるとお支払いができない場合があります。
令和7年9月～12月分	令和8年1月19日（月）※	
令和8年1月～3月	令和8年4月13日（月）※	

※各園での締切りは、在園する幼稚園にお問い合わせください。

お振込時期等

対象月	お振込時期
令和7年4月～8月分	令和7年11月上旬～中旬
令和7年9月～12月分	令和8年3月上旬～中旬
令和8年1月～3月	令和8年6月上旬～中旬

※区の締切りを過ぎて提出があった場合は、お振込時期が1ヵ月程度遅くなります。

※お振込の日が決まりましたら、交付通知書にてお知らせします。

保育の必要性の認定について

新2号認定及び新3号認定については保育課入園相談係(電話:5654-8278～9)にお問い合わせください。

なお、認定された方には施設等利用給付決定通知書(新2号認定又は新3号認定)が交付されます。利用時に施設に提示してください。

注意事項

- ・申請書は園で配布しておりますが、数に限りがございます。配布がない場合は、葛飾区ホームページでダウンロードまたは葛飾区役所で受け取ってください。
- ・申請は対象月ごとに分けて申請してください。例えば、9月～12月分の申請に1月の冬休み中の預かり保育を含めないでください。
※9月～12月分の申請を、1月～3月分と合わせて4月に7か月分まとめて申請することは可能です。

- ・消えるペンや修正テープは使用しないでください。

申請書を訂正した場合は、書き直していただく場合があります。

- ・申請漏れがあった場合は、新たな申請書を記入の上、領収書兼提供証明書等を添付し提出してください。お急ぎでない場合は、次の申請時に追加して申請することも可能です。
- ・各園での締切りは、在園する幼稚園にお問い合わせください。各園の締切りを過ぎて提出する場合は、区へ直接提出してください。
- ・申請書と添付書類はホチキスで止めてください。止められない場合は封筒に入れるなど、ばらばらにならないようにしてください。
- ・提出書類のうち、②特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書は、特に理由がある場合に限り、園が定める書式で発行している領収書(写し)、提供証明書(原本)で代えることができます。(領収書は利用料やおやつ代、その他費用が明確に分かれているものに限ります。)
- ・在園する幼稚園とは別に、認可外保育施設・認証保育所を利用した場合は、その施設が発行した提供証明書(原本)、領収書(写しでも可)を全て添付してください。

※在園する幼稚園とは別に、認可外保育施設・認証保育所の利用が無償化の対象として申請できるのは「教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満または年間開所日数が200日未満」の幼稚園や認定こども園に在籍する児童です

- ・在園する幼稚園とは別に、区外の一時保育・病児・病後児保育等を利用した場合は、その施設が発行した提供証明書(原本)、領収書(写しでも可)を全て添付してください。

※在園する幼稚園とは別に、区外の一時保育・病児・病後児保育等の利用が無償化の対象として申請できるのは新2号又は新3号認定を受けている「教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満または年間開所日数が200日未満」の幼稚園や認定こども園に在籍する児童です。

※領収書の原本等、提出された書類は返却できませんので予めご了承ください
不明な点は在籍園にお問い合わせください。

- ・転入前や転出後の助成は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

葛飾区 子育て施設支援課 私立幼稚園係
電話番号 03(5654)8266

預かり保育助成金の主な変更点について（令和7年9月～）

令和7年9月より、葛飾区在住の方を対象に、預かり保育助成金を以下のとおり拡充しましたので、ご案内いたします。

項目	変更前（令和7年8月まで）	変更後（令和7年9月から）
助成対象	以下のうち、いずれかの児童 ①新2号・新3号認定を受けている児童 ②満3歳児（第2子以降）	満3歳～5歳児クラスのすべて児童
月額上限	以下のうち、いずれか低いほうの額 ①日額450円×利用日数 ②月額11,300円 （満3歳児クラスは16,300円）	月額11,300円 （満3歳児クラスは16,300円）
預かり保育中の食材料費の助成対象	新2号・新3号認定を受けている児童	満3歳～5歳児クラスのすべて児童

★ポイント①
新2号・新3号認定がない方も対象となります。

★ポイント②
日額上限450円を廃止

詳しくは区HPをご覧ください。

【担当課】葛飾区 子育て施設支援課 私立幼稚園係 ☎03-5654-8266



▲詳細はこちら